

阿波市の認定を受けて教育・保育施設をご利用の保護者の皆さまへ

◆ 無償化の内容

- ・阿波市から教育または保育の認定（1号・2号）を受けている3歳児（4月1日時点で満3歳を迎えている子ども）から5歳児クラス（小学校就学前）の子どもの保育料が無償となります。
- ・阿波市から保育の認定（3号）を受けている0～2歳児クラスのうち住民税非課税世帯の子どもの保育料が無償となります。
- ・時間外・延長保育料、バス使用料、行事費、給食費などはこれまでどおり保護者負担となります。
- ・無償化のために必要な手続きはありません。



◆ 副食費について

無償化に伴い、2号認定の子どもの副食費（給食費のうち、おかずやおやつについての食材料費）については、保護者の方が実費でご負担していただくこととなり、ご利用の施設に直接お支払いいただきます。ただし、世帯の収入や多子世帯等の要件により、副食費が免除となる場合があります。（裏面をご覧ください。）

※0～2歳児（3号認定）の子どもの給食費はこれまで通り保育料に含まれます。

◆ 預かり保育（1号認定）の利用料無償化について

1号認定の方で保護者の就労等により阿波市から保育の必要性の認定を受け、預かり保育を利用している子どもについては、預かり保育の利用料も無償化の対象となります。

※1ヵ月あたりの上限は11,300円ですが、1日あたりの上限が450円となっておりますので、利用日数により実費負担が発生する場合があります。

【必要な手続き】

預かり保育の無償化の対象となるためには、施設等利用給付認定（新2号認定）を受ける必要がありますので、子育て支援課にて手続きをお願いします。

◆ 市外の認可保育所、認定こども園等を利用されている保護者の皆さまへ

阿波市から教育または保育の認定（1～3号）を受け、阿波市外の認可保育所、認定こども園等（地域型保育事業、企業主導型保育事業を含む）を利用されているお子さまにつきましても、無償化の対象となります。無償化にあたっては手続き等の必要はありません。副食費につきましては、ご利用の施設にお問い合わせください。

◆ その他

- ・就学前の障がい児の発達支援を受けている3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもの利用料については、全額無償となります。認可保育所・認定こども園・幼稚園と障がい児発達支援の事業所を両方利用されている場合は、両方とも無償化の対象となります。対象となるための新たな手続きは必要ありません。
- ・阿波市から1～3号認定を受け、認可保育所・認定こども園・幼稚園を利用されている場合は、認可外保育施設等（一時預かり事業、病児病後児保育事業、ファミリーサポートセンターなどを含む）の利用は無償化の対象にはなりません。実費負担となります。
- ・兄弟姉妹の同時入所に係る保育料半額事業、ひとり親世帯等に対する軽減事業、多子世帯保育料軽減事業につきましては、0歳児クラスから2歳児クラスのお子さまの保育料に適用となります。

◆ 給食費について

1号認定・2号認定については、給食費のうちおかず代にあたる副食費は実費徴収となります。

国の制度では副食費の支払いを免除する範囲が定められていますが、阿波市におきましては、国が示す免除対象の範囲を拡大し、子育て世代の負担軽減を図ります。阿波市の副食費免除対象の範囲は下の表のとおりです。

なお、給食費のうち、ごはん代にあたる主食費は、1号認定・2号認定とも阿波市が負担します。（ただし、市内認可保育施設に限ります。）

※3号認定については、給食費は保育料に含まれていますので、実費徴収はありません。

	副食費の免除対象者（1号・2号認定）
阿波市	国の免除対象者（下欄参照）に加えて、以下のすべての要件を満たす児童 ①18歳未満の児童が2人以上いる世帯で、阿波市から支給認定を受けている第2子以降の児童 ②阿波市内の認定こども園を利用する児童 ◆ 補助額は、月額4,800円 ※給食提供日数等により補助額が変更する場合があります。 ※利用施設の副食費が補助額を超える場合は、超えた分は保護者負担となります。
国	・年収360万円未満相当（※1）の世帯のすべての児童 ・所得階層にかかわらず、すべての第3子以降の児童 ◆第3子の考え方：1号認定の場合は、小学校3年生までの児童から数えて3人目 2号認定の場合は、小学校就学前の児童のうち3人目

※1 「年収360万円未満相当世帯」とは次の表のとおりです。（1号認定と2号認定で対象範囲が異なります。）阿波市で課税台帳等を確認のうえ、決定いたします。

1号認定の場合	保護者の市町村民税（所得割額）の合計額が、77,101円未満の世帯
2号認定の場合	保護者の市町村民税（所得割額）の合計額が、57,700円未満の世帯 ※ひとり親家庭、在宅障がい者（児）のいる世帯については、77,101万円未満

★ 副食費は、ご利用の施設に直接支払ってください。
徴収方法は施設によって異なります。



【問い合わせ先】

保育所・認定こども園について：子育て支援課（②番窓口）☎0883-36-6813

幼稚園について：学校教育課（③番窓口）☎0883-36-8741